

改正案

3 建築・都市計画・土木関係

番号	事務	名称	額	徴収時期
1~65	〔略〕			
	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 一戸建ての住宅（人の居住以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請 4,700円 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）で、住戸ごとに係る申請 次に掲げる一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額。ただし、の申請と同時にを行う場合は、徴収しない。 ア 1戸のもの 4,700円 イ 2戸以上5戸以下のもの 9,400円 ウ 6戸以上10戸以下のもの 16,000円 エ 11戸以上25戸以下のもの 27,000円 オ 26戸以上50戸以下のもの	認定申請のとき。

現行

3 建築・都市計画・土木関係

番号	事務	名称	額	徴収時期
1~65	〔略〕			
	〔新設〕			

の 45,000円

カ 51戸以上100戸以下の
もの 82,000円

キ 101戸以上200戸以下
のもの 131,000円

ク 201戸以上300戸以下
のもの 170,000円

ケ 301戸以上のもの 18
5,000円

共同住宅等で、一の建築物に
係る申請

次のアからウまでに掲げる部
分に応じ、アに掲げる建築物の
住戸の部分の総戸数に応じた額
イに掲げる部分の床面積の合計
に応じた額及びウに掲げる部分
の床面積の合計に応じた額を合
計した額。ただし、イ又はウに
掲げる部分が存在しない場合は、
当該部分に係る額は加算しない。
ア 住戸の部分（人の居住の用
に供する部分に限る。以下同
じ。）

(ア) 1戸のもの 4,700
円

(イ) 2戸以上5戸以下のもの
9,400円

(ウ) 6戸以上10戸以下のも
の 16,000円

(イ) 11戸以上25戸以下の
もの 27,000円

(ウ) 26戸以上50戸以下の
もの 45,000円

(カ) 51戸以上100戸以下のもの 82,000円

(キ) 101戸以上200戸以下のもの 131,000円

(ク) 201戸以上300戸以下のもの 170,000円

(ケ) 301戸以上のもの 185,000円

イ 共用廊下等の部分(住宅の用に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)

(ア) 300平方メートル以内のもの 9,300円

(イ) 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円

(カ) 25,000平方メートル

ルを超えるもの 200,000円

ウ 非住宅の部分（住戸の部分及び共同廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）

(ア) 300平方メートル以内のもの 9,300円

(イ) 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 200,000円

一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額

ア 300平方メートル以内のもの 9,300円

イ 300平方メートルを超え

			<p>2,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円</p> <p>エ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円</p> <p>オ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>カ 25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p>		
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であつて、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。	認定申請のとき。		〔新設〕
		<p>一戸建ての住宅に係る申請 35,000円</p> <p>共同住宅等で、住戸ごとに係る申請 次に掲げる一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額。ただし、の申請と同時にを行う場合は、徴収しない。</p> <p>ア 1戸のもの 35,000</p>			

円

イ 2戸以上5戸以下のもの

69,000円

ウ 6戸以上10戸以下のもの

97,000円

エ 11戸以上25戸以下のもの

137,000円

オ 26戸以上50戸以下のもの

197,000円

カ 51戸以上100戸以下のもの

283,000円

キ 101戸以上200戸以下のもの

385,000円

ク 201戸以上300戸以下のもの

508,000円

ケ 301戸以上のもの

600,000円

共同住宅等で、一の建築物に係る申請

次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、イ又はウに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

(ア) 1戸のもの 35,000円

(イ) 2戸以上5戸以下のもの
69,000円

- (ウ) 6戸以上10戸以下のもの 97,000円
- (エ) 11戸以上25戸以下のもの 137,000円
- (オ) 26戸以上50戸以下のもの 197,000円
- (カ) 51戸以上100戸以下のもの 283,000円
- (キ) 101戸以上200戸以下のもの 385,000円
- (ク) 201戸以上300戸以下のもの 508,000円
- (ケ) 301戸以上のもの 600,000円

イ 共用廊下等の部分

- (ア) 300平方メートル以内のもの 109,000円
- (イ) 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 180,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 280,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 359,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え、25,000平

方メートル以内のもの 4
29,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 500,000円

ウ 非住宅の部分

(ア) 300平方メートル以内のもの 242,000円

(イ) 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 900,000円

一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額

ア 300平方メートル以内のもの 242,000円

			<p>イ 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円</p> <p>エ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円</p> <p>オ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円</p> <p>カ 25,000平方メートルを超えるもの 900,000円</p>		
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。	変更認定申請のとき。		〔新設〕

一戸建ての住宅に係る申請
3,300円

共同住宅等で、住戸ごとに係る申請 次に掲げる一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額。ただし、の申請と同時にを行う場合は、徴収しない。

- ア 1戸のもの 3,300円
- イ 2戸以上5戸以下のもの
6,600円
- ウ 6戸以上10戸以下のもの
11,000円
- エ 11戸以上25戸以下のもの
19,000円
- オ 26戸以上50戸以下のもの
32,000円
- カ 51戸以上100戸以下のもの
58,000円
- キ 101戸以上200戸以下のもの
93,000円
- ク 201戸以上300戸以下のもの
122,000円
- ケ 301戸以上のもの 134,000円

共同住宅等で、一の建築物に係る申請

次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、イ又はウに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

- (ア) 1戸のもの 3,300円
- (イ) 2戸以上5戸以下のもの
6,600円

- (ウ) 6戸以上10戸以下のもの 11,000円
- (エ) 11戸以上25戸以下のもの 19,000円
- (オ) 26戸以上50戸以下のもの 32,000円
- (カ) 51戸以上100戸以下のもの 58,000円
- (キ) 101戸以上200戸以下のもの 93,000円
- (ク) 201戸以上300戸以下のもの 122,000円
- (ケ) 301戸以上のもの 134,000円

イ 共用廊下等の部分

- (ア) 300平方メートル以内のもの 6,500円
- (イ) 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 1

12,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 140,000円

ウ 非住宅の部分

(ア) 300平方メートル以内のもの 6,500円

(イ) 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円

(ウ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円

(エ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円

(オ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円

(カ) 25,000平方メートルを超えるもの 140,000円

一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額

ア 300平方メートル以内のもの 6,500円

イ 300平方メートルを超え

			<p>2,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円</p> <p>エ 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円</p> <p>オ 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円</p> <p>カ 25,000平方メートルを超えるもの 140,000円</p>		
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合には、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。	変更認定申請のとき。		〔新設〕
		<p>一戸建ての住宅に係る申請 18,000円</p> <p>共同住宅等で、住戸ごとに係る申請 次に掲げる一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数に応じた額。ただし、の申請と同時に進行場合は、徴収しない。</p> <p>ア 1戸のもの 18,000</p>			

円

イ 2戸以上5戸以下のもの

37,000円

ウ 6戸以上10戸以下のもの

52,000円

エ 11戸以上25戸以下のもの

74,000円

オ 26戸以上50戸以下のもの

108,000円

カ 51戸以上100戸以下のもの

159,000円

キ 101戸以上200戸以下のもの

221,000円

ク 201戸以上300戸以下のもの

291,000円

ケ 301戸以上のもの

342,000円

共同住宅等で、一の建築物に係る申請

次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、イ又はウに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

(ア) 1戸のもの 18,000円

(イ) 2戸以上5戸以下のもの 37,000円

- (ウ) 6戸以上10戸以下のもの 52,000円
 - (エ) 11戸以上25戸以下のもの 74,000円
 - (オ) 26戸以上50戸以下のもの 108,000円
 - (カ) 51戸以上100戸以下のもの 159,000円
 - (キ) 101戸以上200戸以下のもの 221,000円
 - (ク) 201戸以上300戸以下のもの 291,000円
 - (ケ) 301戸以上のもの 342,000円
- イ 共用廊下等の部分
- (ア) 300平方メートル以内のもの 57,000円
 - (イ) 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円
 - (ウ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 156,000円
 - (エ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 205,000円
 - (オ) 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 255,000円

方メートル以内のもの 2
47,000円

(カ) 25,000平方メー
トルを超えるもの 290,
000円

ウ 非住宅の部分

(ア) 300平方メートル以内
のもの 123,000円

(イ) 300平方メートルを超
え、2,000平方メー
トル以内のもの 198,0
00円

(ウ) 2,000平方メートル
を超え、5,000平方メ
ートル以内のもの 290,
000円

(エ) 5,000平方メートル
を超え、10,000平方
メートル以内のもの 36
1,000円

(オ) 10,000平方メー
トルを超え、25,000平
方メートル以内のもの 4
27,000円

(カ) 25,000平方メー
トルを超えるもの 491,
000円

一戸建ての住宅及び共同住宅
等以外の建築物に係る申請 次
に掲げる当該建築物の延べ面積
に応じた額

ア 300平方メートル以内の
もの 123,000円

イ 300平方メートルを超え、
2,000平方メートル以内
のもの 198,000円
ウ 2,000平方メートルを
超え、5,000平方メー
トル以内のもの 290,00
0円
エ 5,000平方メートルを
超え、10,000平方メー
トル以内のもの 361,0
00円
オ 10,000平方メートル
を超え、25,000平方メ
ートル以内のもの 427,
000円
カ 25,000平方メートル
を超えるもの 491,00
0円

70 〔略〕

71 〔略〕

72 〔略〕

73 〔略〕

74 〔略〕

75 〔略〕

76 〔略〕

66 〔略〕

67 〔略〕

68 〔略〕

69 〔略〕

70 〔略〕

71 〔略〕

72 〔略〕